

福 祉 第 3 1 号
平成 2 9 年 4 月 4 日

各関係団体の長 様

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課長

社会福祉法の改正に係る介護人材の確保に関する事項の施行について

本道の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき暑くお礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長から、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

添付資料

- (1) 「社会福祉法の改正に係る介護人材の確保に関する事項の施行について」(社援基発 0328 第 1 号)
- (2) その他(厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料、リーフレット)

〒 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
電話 011-231-4111(内線 25-618)
担当 福祉基盤グループ 金澤

社援基発 0328 第 1 号
平成 29 年 3 月 28 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉法の改正に係る介護人材の確保に関する事項の施行について

「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）」については、平成 28 年 3 月 31 日に公布され、本年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

これに伴い、「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 168 号。以下「改正省令」という。）」が平成 28 年 11 月 11 日に公布されました。

本年 4 月 1 日から施行される改正法及び改正省令の内、介護人材の確保に関する趣旨、内容、留意事項等は下記のとおりですので、これを御了知いただくとともに、管内市区町村、関係機関及び関係団体等への周知をお願いします。

記

第一 趣旨及び概要

介護人材の確保を図るためには、都道府県福祉人材センター（以下「都道府県センター」という。）が離職等した介護人材を把握するとともに、都道府県センターの機能を強化することにより、介護人材の復職支援を推進していくことが重要である。今回の改正は、こうした観点から、

- 1 都道府県センターの業務として、社会福祉事業等に従事しようとする者に対し、その就業の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと（改正法による改正後の社会福祉法（以下「新法」という。）第 94 条第 7 号）
- 2 都道府県センターは、地方公共団体、公共職業安定所その他の関係機関及び他の社会福祉事業等従事者の確保に関する業務を行う団体との連携に努め

なければならないこと（新法第 95 条）

- 3 都道府県センターは、都道府県その他の官公署に対し、業務を行うために必要な情報の提供を求めることができること（新法第 95 条の 2）
- 4 社会福祉事業等従事者は、社会福祉事業等を離職した場合等に住所、氏名等の事項を都道府県センターに届け出るよう努めなければならないこと（新法第 95 条の 3）
- 5 都道府県センターは、その業務の一部を委託することが出来ること（新法第 95 条の 5）

等の規定を設けるものである。

第二 内容及び留意事項等

- 1 都道府県センターの業務の追加（新法第 94 条第 6 号及び第 7 号）

（1）新法第 94 条第 6 号

都道府県センターは、社会福祉事業等に従事しようとする者について、無料の職業紹介事業を行うこと。

（2）新法第 94 条第 7 号

都道府県センターは、社会福祉事業等に従事しようとする者に対し、その就業の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

第二の 3 により住所、氏名等を届け出た介護福祉士等に対し、都道府県センターが離職後も一定のつながりを確保し、求職者になる前段階から、効果的かつ総合的な支援を実施することが可能になること。具体的には、第二の 3 のとおり。

- 2 都道府県センターと関係機関との密接な連携等

都道府県センターは、業務（※新法第 94 条）を行うに当たって、地方公共団体、公共職業安定所その他の関係機関及び関係団体との連携に努めなければならないこと（新法第 95 条）。

また、都道府県センターは、都道府県その他の官公署に対し、新法第 94 条第 7 号の業務を行うために必要な情報の提供を求めることができること（新法第 95 条の 2）。

関係機関や官公署として、地方公共団体、公共職業安定所、市区町村社会福祉協議会等が考えられること。特に公共職業安定所との連携について

は、随時巡回相談や職業紹介に係る連携等の取組が考えられること。

(※新法第 94 条)

- 一 社会福祉事業等に関する啓発活動を行うこと。
- 二 社会福祉事業等従事者の確保に関する調査研究を行うこと。
- 三 社会福祉事業等を経営する者に対し、第 89 条第 2 項第 2 号に規定する措置の内容に即した措置の実施に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉事業等の業務に関し、社会福祉事業等従事者及び社会福祉事業等に従事しようとする者に対して研修を行うこと。
- 五 社会福祉事業等従事者の確保に関する連絡を行うこと。
- 六 社会福祉事業等に従事しようとする者について、無料の職業紹介事業を行うこと。
- 七 社会福祉事業等に従事しようとする者に対し、その就業の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業等従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。

3 介護福祉士等の資格取得者による届出（新法第 95 条の 3 第 1 項）

(1) 届出の対象者、事項、方法

社会福祉事業等従事者は、離職した場合その他厚生労働省令で定める場合には、住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならないこと（新法第 95 条の 3 第 1 項）。

当該届出制度については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、今年度において、円滑な届出の実施やニーズに沿ったプッシュ型での情報提供を行うための届出システムを構築し、平成 29 年 4 月から稼働することとなっている。

なお、新法の規定による届出の努力義務対象者は、介護福祉士だけであるが、当該届出システムにおいては、介護福祉士だけでなく、介護職員初任者

研修、介護職員実務者研修、(旧) ホームヘルパー養成研修 1 級・2 級課程、
(旧) 介護職員基礎研修の研修修了者であっても届出を受け付けられるよう
になっていることから各都道府県においては、当該届出について、管内の関
係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への周知徹底をお願いしたい。

ア 届出の対象者（改正省令による改正後の社会福祉法施行規則（以下「新
省令」という。）第 29 条の 2）

「厚生労働省令で定める場合とは」、

- ・社会福祉事業等に従事しなくなった場合（同条第 1 号）
- ・介護福祉士の登録を受けた後、社会福祉事業等に直ちに従事する見込
みがない場合（同条 2 号）

であること。

同条にいう社会福祉事業等とは、新法第 2 条第 1 項に規定する「第一
種社会福祉事業」及び「第二種社会福祉事業」並びに同法第 89 条第 1 項
に規定する「その他の政令で定める社会福祉を目的とする事業」をいう
こと。

なお、「その他の政令で定める社会福祉を目的とする事業」とは、社会
福祉法施行令第 23 条の 2 に規定する事業であって社会福祉事業以外のも
のであること。

社会福祉事業等に従事しない場合には、介護福祉士の登録した後に進
学する場合や、社会福祉事業等以外において、介護福祉士の業に従事し
ていた者が離職する場合も含まれること。

なお、新省令第 29 条の 2 に規定する場合以外であっても、都道府県セ
ンターに届出を行うことは可能であること。

イ 届け出る事項（新省令第 29 条の 3）

「厚生労働省令で定める事項とは」、

- ・氏名、生年月日及び住所（同条第 1 号）
- ・電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報（同条第 2
号）
- ・介護福祉士登録簿の登録番号及び登録年月日（同条第 3 号）
- ・就業に関する状況（同条第 4 号）

であること。

第4号の就業に関する状況とは、就業をしていない旨又は就業している旨を記載するものであること。

また、上記の他、任意事項として、復職意向や希望条件などの記載も可能であること。

ウ 届出の方法（新省令第29条の4）

届出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができること。この場合においては、中央福祉人材センター（以下「中央センター」という。）を経由して行うものとする。具体的には、インターネットを経由して中央センターの届出データベースに接続し、届出を行うものであること。なお、インターネットを使用することが困難な者については、書面による届出も可能であること。

（2）届出事項の変更の届出（新法第95条の3第2項）

社会福祉事業等従事者は、3の（1）のイで届け出た事項に変更が生じた場合には、その旨を都道府県センターに届け出るように努めなければならないこと。なお、当該届出の方法については、3の（1）のウと同様であること。

（3）社会福祉事業等を経営する者等による届出の支援（新法第95条の3第3項）

社会福祉事業等を経営する者その他厚生労働省令で定める者は、届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

「厚生労働省令で定める者」とは、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで及び第5項に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校及び都道府県知事の指定した養成施設並びに同条第4号に規定する学校教育法に基づく高等学校及び中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものの設置者であること（新省令第29条の5）。

必要な支援とは、社会福祉事業等従事者が離職する場合に、都道府県センターに届出を行うことが法律で定められている旨を情報提供し、届出を促すこと等が考えられること。

4 業務の委託（新法第 95 条の 5）

都道府県センターは、その業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができること。ただし、新法第 94 条第 6 号に規定する無料の職業紹介事業については委託することができないことに留意すること。

「厚生労働省令で定める者」とは、当該業務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県センターが認める者とする（新省令第 29 条の 6）。

具体的には、地域において福祉に関する公益的な事業を実施する非営利法人等、当該業務を適切に実施する能力を有する法人や、官公署等が考えられること。

5 その他所要の改正

- （1）中央センター、都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの者であった者の秘密保持義務等を規定したこと（新法第 95 条の 4、第 101 条、第 130 条の 6）。
- （2）都道府県センターの業務の一部の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者の秘密保持義務等を規定したこと（新法第 95 条の 5 第 2 項、第 130 条の 6）
- （3）中央センター及び都道府県センターは、業務に関して知り得た個人情報等の漏えいの防止等の適切な管理のための必要な措置を講ずる必要があること。

介護人材の届出システムの概要(平成29年4月1日稼働)

1 届出の概要

社会福祉法の改正により、社会福祉事業等に従事している介護福祉士等が離職した場合などにおいて、住所、氏名などの情報を都道府県福祉人材センターへ届け出ることが努力義務となっている。

※ 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、(旧)介護職員基礎研修、(旧)ホームヘルパー養成研修 1 級・2 級課程の修了者も届け出ることが可能となっている。

2 届け出るタイミング

①社会福祉事業等を実施する事業所を離職するなど以下の場合

- ◆介護福祉士等が離職した場合
- ◆社会福祉事業等に従事しなくなった場合
- ◆介護福祉士の登録を受けた後など、社会福祉事業等に直ちに従事する見込みがない場合
- ◆平成29年4月1日において、現に業務に従事していない介護福祉士等

②既に届け出た事項に変更が生じた場合

3 届け出る事項

- ◆氏名、生年月日及び住所
 - ◆電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報
 - ◆介護福祉士の登録番号及び登録年月日
 - ◆就業に関する状況
- ※上記の他、任意事項として、復職意向や希望条件など

4 届け出る方法

◆届出は、パソコンやスマートフォンから届け出る方法を原則とする。※人材センターへの来所による届出も可。

<http://www.fukushi-work.jp/todokede/> (介護福祉士等の届出サイト「福祉のお仕事」)



5 関係者による届出の支援

①以下の者は、上記の届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めなければならない。

- ◆社会福祉事業等を経営する者
- ◆介護福祉士の養成に係る学校及び養成施設の設置者

②「支援」とは、介護福祉士等に対して届出を出すように促すなどの支援。

福祉人材センターによる介護人材の復職支援の強化

- 都道府県福祉人材センターによる介護人材の復職支援を強化するため、離職者情報の把握や効果的な復職支援を行うための届出システムを構築。
- 復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんと復職研修など、ニーズに応じたきめ細かな対応を実施。
- 地方公共団体やハローワーク等との連携強化による復職支援体制を強化。

福祉人材センター

- 届出情報に基づき、離職後も一定のつながり確保し、本人の意向やライフサイクル等を踏まえて、積極的にアプローチ。
- 個別にマイページを作成し、パソコンやスマートフォンにて支援情報を確認可能。

【支援の例】

- ・社会福祉事業等の求人情報の提供
- ・研修の開催案内
- ・復職体験談等の参考となる情報提供
- ・福祉に関するイベント案内
- ・その他、福祉に関する情報提供

届出
データベース

離職時の届出



インターネットによる届出

届出

社会福祉事業等に
勤務する介護人材



復職

離職

離職中の介護人材

※介護福祉士、介護職員初任者研修や介護実務者研修などの修了者

- ✓ 子育て・介護中
- ✓ 求職中
- ✓ 資格取得後、直ちに就業しない 等

ニーズに応じた復職支援

連携

支援体制強化



ハローワークや自治体等と密接に連携



より身近な地域での支援体制を強化

介護福祉士の資格保有者は 離職した際、 福祉人材センターへの届出が 努力義務となっています。

高齢社会が進むなか、介護の仕事はますます社会的に重要な仕事となっています。介護職として働く人は増え続けていますが、現在、そして近い将来、介護を必要とする高齢者も増加し続けているため、介護の資格、技術、経験を持つ方々は、とても貴重な存在です。そこで、国は社会福祉法を改正し、介護福祉士の資格を持つ方々が、介護の仕事から一度離れても、いつでも介護の仕事で再び活躍いただけるように届出制度を創設。福祉人材センターに届出、登録していただくことで、介護に関わる最新情報の提供や研修によるスキル維持・向上のサポート、就職の意向をもった時には、最適な就業場所を紹介するといった支援を継続して受けることができるようになりました。

また、介護福祉士とは異なり、法律による努力義務はありませんが、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、(旧)ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、(旧)介護職員基礎研修を修了した方も、福祉人材センターに届出ると支援を受けることができます。



介護福祉士の
お守り、
できました。

お忘れなく。 あなたを生涯支える 離職時の届出制度

対象資格・研修

介護福祉士	介護職員初任者研修	介護職員実務者研修	旧ホームヘルパー養成研修1級・2級課程	旧介護職員基礎研修
-------	-----------	-----------	---------------------	-----------



厚生労働省

全国社会福祉協議会・中央福祉人材センター
都道府県社会福祉協議会・都道府県福祉人材センター

せつかくの 資格。

介護福祉士等
の資格をお持ちの
皆さんへ



ご存知ですか？ あなたを生涯支える 離職時の届出制度

対象資格・研修

介護福祉士	介護職員初任者研修	介護職員実務者研修	旧ホームヘルパー養成研修1級・2級課程	旧介護職員基礎研修
-------	-----------	-----------	---------------------	-----------



厚生労働省

全国社会福祉協議会・中央福祉人材センター
都道府県社会福祉協議会・都道府県福祉人材センター

連絡先・センター/バンク名

介護福祉士等の 有資格者を 生涯サポート

サポート 1

最新の情報をお届け

介護の仕事に関する様々な情報を届出の方々それぞれのマイページにお届けします。

例)福祉・介護に関するニュース、就職活動に役立つ情報、各種イベント情報、就職先を探す方には、希望に応じた福祉・介護分野の求人情報

サポート 2

知識・技術の再習得研修や 職場体験も。

ブランクのある方には、介護の知識・技術の研修や、介護の職場の現状や個々の職場の実情を肌で知るための職場体験のサポートも行います。

サポート 3

都道府県ごとのセンターが きめ細かに対応。

再就職をご希望の場合、ホームページ上でのサポートに加えて、各都道府県の福祉人材センターが、きめ細かく求職者からご相談に応じ、新しい活躍の場と出会う手伝いをいたします。

4つのステップで簡単にご登録

<https://www.fukushi-work.jp> **福祉のお仕事**

登録は
こちらから



STEP 1 /



- 「福祉のお仕事」ホームページにアクセス。
- 届出者(介護)の方を選択。

STEP 2 /



- 新規登録を選択。

STEP 3 /



- 利用規約に同意する。

STEP 4 /



- 仮登録申請を入力。(メールアドレス等)
- 受信したメール記載の本登録用URLを選択。
- 表示画面にそって、届出に必要な情報を登録。
 - 届出登録が完了。
- 届出者マイページにログインできる。